

## しがネット受付サービス Q&A

しがネット受付サービスを利用した電子データの提出における Q&A を作成しましたので、ご活用ください。

令和 6 年 3 月

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課  
廃棄物指導係 077-528-3474

「ログインして申請に進む」と「メールを認証して申請に進む」とありますが、どちらの方が良いのでしょうか？

**Q1** アカウントを作成していただいた上でログインして申請すると、ご自身の過去の申請履歴等を閲覧できる状態になります。次回以降の申請の際に以前に提出したデータ等を見返すことができますので、アカウントを作成いただくことをお勧めしています。

グラフアーアカウントの作成については、「ログインして申請に進む」を押した次のページの下部にある「Graffer アカウントを作成する」からお願いします。

紙で出していた頃は副本に受付印を押してもらえていたのですが、電子データでの提出の場合、提出したことを証明するものはもらえるのでしょうか？

**Q2** しがネット受付サービスにおいて申請を完了した際に、登録していただいたメールアドレス宛に受付完了メールが届きます。そのメールが滋賀県に報告書を提出した証明になります。後日滋賀県において処理が完了した際には処理完了メールが届きますので、併せてご確認および保存していただくと提出状況の確認にも便利です。

様式は Excel データ以外の提出はできないのでしょうか？

**Q3** データの様式は Excel の.xlsx 形式に限定させていただいております。PDF 等についても受付できませんのでご了承ください。  
(必ず県HPに掲載の令和6年度報告様式をダウンロードして利用してください。)

行政書士による代理申請には対応していないのでしょうか？

**Q4** 行政書士の方による代理申請の場合は、連絡担当者の欄に下記記載例を参考に行政書士の方のお名前および行政書士登録番号をご記載ください。また、電話番号も行政書士の方のものをご記載ください。

記載例：行政書士〇〇〇〇 (12345678)

提出するファイルがしがネット上受付サービスの報告フォームで添付可能なファイル数を超えてしまった場合はどうしたらいいのでしょうか？

Q5

お手数ですがもう一度同じ情報を入力した上で、2度目3度目の提出をお願いします。

データを提出したのに差し戻しされてきました。どうしたらいいのでしょうか？

Q6

入力内容の不備や抜け等がある場合は、こちらから差し戻し処理をさせていただくことがあります。差し戻し通知メールに差し戻し処理をした理由を記載しておりますので、ご確認の上、再度同じフォームから提出をお願いします。